

福岡県公報

令和元年8月13日
第29号

目次

告示 (第219号 - 第220号)

- 道路の区域の変更 (道路維持課) 1
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 1
- 二級建築士の免許の取消し (建築指導課) 1
- 土地改良区の役員の退任 (農村森林整備課) 2

告示

福岡県告示第219号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年8月13日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
			前	大川市大字向島1935番12先から大川市大字向島2161番8先まで	5.0 ~ 26.4	718.0	うち水田大川線重用延長267.8m

南筑後	県道	本町線 新田川	後	大川市大字向島1935番12先から大川市大字向島2161番8先まで	5.0 ~ 42.9	718.0	うち水田大川線重用延長267.8m
			後	大川市大字向島1935番12先から大川市大字向島2161番8先まで	27.0 ~ 53.6	755.5	うち国道208号重用延長300.3m

福岡県告示第220号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年8月13日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
京築	県道	長尾稗田線 平島	前	行橋市泉中央七丁目352番1先から行橋市泉中央七丁目369番2先まで	10.3 ~ 13.0	188.0
			後	行橋市泉中央七丁目352番1先から行橋市泉中央七丁目369番2先まで	10.3 ~ 22.1	188.0

公告

公告

建築士法 (昭和25年法律第202号) 第9条第2項の規定により、二級建築士の免許を取り消した者を次のとおり公告する。

令和元年8月13日

福岡県知事 小川 洋

処分年月日	氏名	登録番号	取消しの理由
令和元年7月30日	山口 政敏	17043	死亡

公告

大木町土地改良区から役員の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和元年8月13日

福岡県知事 小川 洋

退任理事

氏名	住所
本村 憲治	三潞郡大木町大字筏溝99番地